

【イギリス】2018年EU離脱法の成立

海外立法情報課 芦田 淳

* 2019年3月に予定されるイギリスのEU離脱に向けて、2018年6月、離脱の前後で適用される法令に大幅な変動が生じないよう、既存のEU法の保持等を定めた2018年EU離脱法が制定された。

1 制定の経緯

イギリスでは、EU離脱の賛否を問う国民投票¹が2016年6月23日に実施され、賛成票が52%を占めた。そこで、2017年3月16日、欧州連合条約第50条第2項に基づきイギリスがEUから離脱する意思を欧州理事会に通知する権限を首相に与える、2017年EU離脱通知法²が制定され、同年3月29日、当該通知が行われた。

次いで、EU離脱後、イギリスにおいて適用される法令に大幅な変動が生じないよう、2018年EU離脱法³（以下「2018年法」）が制定された⁴。2018年法の元となった法律案は、2017年7月13日に議会に提出されており、全19か条附則9編から成るものであった⁵。その後、議会での審議を経て、全25か条附則9編という構成に改められ、2018年6月26日に成立した。

2 2018年法の要点

(1) 1972年欧州共同体法の廃止

1972年欧州共同体法⁶（以下「1972年法」）を、EU離脱の日⁷に廃止すると定めている。1972年法は、国内法に対するEU法優位の原則等を定めるものであった。また、同法第2条第1項は、EU条約や規則等、一部のEU法の権利及び義務がイギリスの法制度に直接適用されることを保障しており、同条第2項は、EUにより課せられた義務の履行を可能にする権限（例えば、二次的立法⁸（委任立法）によるEU指令の実施）を規定している⁹。それゆえ、1972年法の廃止は、イギリス法にEU法が自動的に取り込まれる仕組みとともに、EUにより課せられた義務を履行する権限の廃止を意味している。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年9月7日である。

¹ この国民投票の根拠となった2015年EU国民投票法（European Union Referendum Act 2015 c.36.）に関しては、岡久慶「立法情報【イギリス】2015年欧州連合国民投票法」『外国の立法』No.266-2, 2016.2, pp.8-9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9851742_po_02660204.pdf?contentNo=1> を参照。

² European Union (Notification of Withdrawal) Act 2017 c.9. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/9/contents>> その概要に関しては、田村祐子「立法情報【イギリス】EU離脱をめぐる立法動向」『外国の立法』No.271-1, 2017.4, pp.10-11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10322293_po_02710105.pdf?contentNo=1> を参照。

³ European Union (Withdrawal) Act 2018 c.16. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/contents>>

⁴ 2018年法は、政策の大きな変更や、新たな法的枠組みの確立を目指すものではない。こうした新たな法的枠組みの確立等に関しては、別に法律を制定することが予定されている。Explanatory Notes, European Union (Withdrawal) Act 2018, p.5. <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/pdfs/ukpgaen_20180016_en.pdf>

⁵ 法律案の概要に関しては、田村祐子「立法情報【イギリス】EU離脱法案」『外国の立法』No.273-1, 2017.10, pp.14-15. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10978297_po_02730106.pdf?contentNo=1> を参照。

⁶ European Communities Act 1972 c.68. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1972/68/contents>>

⁷ 2018年法により、EU離脱の日は、2019年3月29日午後11時と正式に定められた。

⁸ 二次的立法とは、規則（regulation）や命令（order）等、議会制定法により大臣等に委任された権限に基づき制定された立法を指す。ただし、議会制定法の一部を改正するものを含み得るなど、我が国の政省令と異なる部分がある。

⁹ 当該義務の履行は、一次的立法（議会制定法）によっても可能である。

(2) EU 法の保持

1972 年法の廃止だけでは、既存の直接効力を有する EU 法がイギリスで適用されなくなり、また、EU により課せられた義務履行のためにイギリスで制定された二次的立法は失効することから、法体系に大きな空隙が生じる。そこで、2018 年法は、こうした事態を避けるため、前者の直接効力を有する EU 法を国内法に転換し、かつ、後者の EU により課せられた義務履行のために制定された国内法の効力を維持することとした。ただし、EU 離脱後は国内法に対する EU 法の優位がなくなるため、議会は、「保持された (retained) EU 法」の改廃を自由にできるようになる。この「保持された EU 法」とは、上述した国内法に転換された EU 法と、効力が維持された国内法の総体を指す概念である。このほか、2018 年法は、離脱以前の EU 司法裁判所の判例法に、イギリスの裁判所において、連合王国最高裁判所又はスコットランド最高刑事裁判所 (High Court of Justiciary) の決定と同等の先例としての地位を付与すると定めている。

(3) 大臣への権限委任

大臣は、EU 離脱の日から 2 年が経過するまで、離脱によって生じた必要に応じて、保持された EU 法を修正する規則を制定することができる。例えば、2017 年都市・農村計画 (環境影響評価) 規則¹⁰は、一定の建築許可の承認に環境影響評価を求めており、国境を越えて環境に重大な影響を及ぼす可能性が高い開発については、「他の欧州経済領域 (EEA) 参加国¹¹」との調整のための規定を設けている。そこで、「他の EEA 参加国」を「EEA 参加国」に修正することにより、現状のとおり国境を越えた協議を行うことができ、環境保護に係る法令の重要な部分が有効に機能し続けられるとされる¹²。

また、EU との離脱合意を実施する規則を制定する権限も、大臣に付与されている。ただし、この権限は、EU 離脱の日に失効する時限的なものであり、大臣が当該合意の中で離脱に先駆けて必要であると判断した事項の実施に限られる。

なお、これらのいずれの場合でも、規則による租税や刑罰の創設、公的機関の設置等は認められていない。

(4) スコットランド等に関する措置

現状において、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランド (以下「スコットランド等」) の議会及び政府は、その権限移譲された分野に関して、EU 法に抵触するような立法を行うことはできない。これに対して、2018 年法は、この制約を廃止する一方、一定の事項についてはスコットランド等の立法権限を一時的に (原則として EU 離脱の日から 2 年間) 凍結することとした。つまり、当面、従来の制約が維持される。ただし、当該事項に関して、スコットランド等の議会及び政府は、EU 離脱直前に権限を有していた範囲で、保持された EU 法を改正することができる。例えば、現在、EU 指令の実施について裁量が認められている場合、元になった指令に抵触しない範囲で、保持された EU 法の改正を行うことができる。他方、保持された EU 法のうち、EU 規則のように直接効力を有していたものに対して、改正又は抵触するような立法は認められない¹³。

¹⁰ The Town and Country Planning (Environmental Impact Assessment) Regulations 2017 n.571. <<http://www.legislation.gov.uk/ukxi/2017/571/introduction/made>>

¹¹ 現在の欧州経済領域 (EEA) 参加国は、EU 加盟国にアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを加えたものとなっている。

¹² *Explanatory Notes, European Union (Withdrawal) Act 2018, op.cit.(4), p.9.*

¹³ この項の例示に関しては、*Explanatory Notes, European Union (Withdrawal) Act 2018, op.cit.(4), p.12* を参照した。